

令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立いわき翠の杜高等学校
福島県いわき市内郷綴町板宮2番地
〒973-8403 TEL(0246)26-2596

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱により、下記のとおり募集する。

1 アドミッションポリシー

- (1) 高校生の本分を自覚し、目標を持って学習や諸活動に意欲的に取り組もうとする生徒を募集します。
- (2) 学校生活の中で自分を磨き、互いに高め合いながら、素直で謙虚に学ぶことができる生徒を募集します。

2 対象学科・募集定員

課 程	学 科	後期選抜入学者募集定員	
単位制による 定時制	普通科	昼間主コース	募集定員80名 ※
		夜間主コース	募集定員40名 ※

※ 募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法等

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 通学区域は県下一円とする。

5 併願の取扱い

第一志望と異なるコースを第二志望とすることを認める。

6 出願期間等

- (1) 出願期間は、令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

- (2) 受付時間は、午前 10 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 10 時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形 3 号に志願者の住所・氏名を記入したもの)を同封の上、令和 7 年 3 月 18 日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 受付場所は、本校事務室とし、志願者には受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(福島県教育委員会において作成したもの)
 - ② 令和 7 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、平成 31 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 受験票用紙(福島県教育委員会において作成したものに、学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙(福島県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)①、③、④に加えて健康診断書、履修証明書等の提出を必要とするので、本校に問い合わせること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として 950 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長

形3号)を同封する。

- (2) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。
郵送の場合には、令和7年3月21日(金)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前10時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前10時から午後4時30分までとする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (4) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法、選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しない。
部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。
- (2) 面接
個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(国語、数学、英語)を含む。面接については、点数化し、130点満点とする。
- (3) 作文
与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えや関心、意欲等を述べる作文とする。作文については、点数化し、100点満点とする。

13 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和7年3月24日(月) 午前9時より
※ 午前8時40分までに本校受験者控室に集合する。
- (2) 会 場 本校
- (3) 持参物 受験票・上ばき・筆記用具・下足袋

14 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本

校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 志願者には「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して願書受付後に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

② 志願者には「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して願書受付後に通知する。

16 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 過去に高等学校で単位の修得があり、かつ現在高等学校に在学していない者が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。

(3) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒が出願する場合は、事前に本校に問い合わせる。

(4) この募集要項に記載のないものについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。